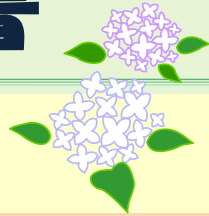
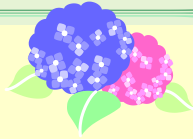




# 交付していますか？ 雇入れ通知書



使用者が労働者を雇い入れるときは、賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示しなければなりません。

(労働基準法第15条)

## 書面で明示すべき労働条件

- ①労働契約の期間
- ②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準(更新の基準)
- ③就業の場所・従事する業務の内容
- ④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項
- ⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項
- ⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)



# 就職しました



労働条件通知書 (一般労働者：常用、有期雇用型)

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

事業場名称・所在地 大阪市中央区〇〇×× 〇〇株式会社  
使用者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (印)

平成 〇年 〇月 〇日

契約期間 期間の定めなし、期間の定めあり (平成〇年4月1日～平成〇年3月31日)  
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入  
1 契約の更新の有無  
【自動的に更新する】更新する場合があります・契約の更新はしない・その他( )]  
2 契約の更新は次により判断する。  
・契約期間満了時の業務量  
・会社の経営状況  
・勤務成績、態度・能力  
・その他( )

【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】  
無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)Ⅱ(定年後の高齢者)  
Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間( 年 月 日～ 年 月 日)  
Ⅱ 定年後引き続いて雇用される期間( 年 月 日～ 年 月 日(上限10年))

就業の場所 当社内

従事すべき業務の内容 経理事務

【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】  
・特定有期業務(開始日: 完了日: )

始業、終業の時刻、休憩時 Ⅰ 始業・終業の時刻等  
(1) 始業( 8 時 30 分) 終業( 17 時 30 分)